

非常変災時の対応 (令和3年5月20日改定)

愛媛県立大洲農業高等学校

- 1 登校時に、次のいずれかの場合は、登校せず自宅待機または避難をしてください。
 - (1) 大洲市または居住市町に「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されている場合。
 - (2) 大洲市または居住市町に「大雨警報」と「土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当)」がともに発表されている場合(※2参照)。
 - (3) 大洲市東大洲地区(本校所在地)または居住地区に「避難勧告」「避難指示」が発令されている場合。
 - (4) 地震等の大規模災害が起こった場合。
 - (5) 上記以外で、自分や家族の安全確保のため自宅等で待機または避難が必要である場合。
- 2 午前10時までに、上記1(1)～(3)が、解除された場合は、安全に十分注意して登校してください。ただし、安全確保や災害状況のために登校できない場合は自宅待機とし、学校に連絡してください。
- 3 通学で利用する公共交通機関が不通の場合は、他の交通手段を利用するなどして、安全に十分配慮して登校してください。ただし、安全に登校できない場合や他の交通手段が利用できない場合は自宅等で待機し、学校に連絡してください。
- 4 臨時休業や授業開始の決定は随時学校ホームページ等に掲載します。電話による学校への問い合わせはしないでください。また、状況によっては保護者の協力を求めることがあります。

※1 が今回改定した内容です

改正災害対策基本法が令和3年5月20日に施行され、「避難勧告」を廃止し、「避難指示」に一本化されました。

これに伴い、本校の「非常変災時の対応」の一部を改めました(1-(3)の「避難勧告」を削除しました)。

※2 土砂災害警戒情報の確認方法

気象庁ホームページ→防災情報→(気象防災)気象警報・注意報→日本地図から愛媛県を選ぶ→(下にスクロール)愛媛県の警報・注意報(市町村別)→大洲市または居住市町(紫色が表示されていると土砂災害警戒情報が発表されています)。